

『契約書や領収書と印紙税 最新版パンフ・手引きを発行』

国税庁はこのほど、パンフレット「契約書や領収書と印紙税」および「手引き」を発行した。近年に創設・延長された各措置等を併せまとめたもの。改めて以下の主なポイントを確認したい。

○平成26年4月1日以降に作成された「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」で、記載された受取金額が5万円未満のものは非課税となっている。同日より前に作成されたものについては、3万円未満が非課税とされていた。

○「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から令和2年3月31日までの間に作成されるものは、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じて、税額を本則より軽減する措置が、令和2年3月31日まで延長されている。



○平成29年4月の租税特別措置法の一部改正により「自然災害の被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置」及び「指定災害の被災者等に対する災害特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置」が設けられ、平成28年4月1日以後に発生した自然災害又は指定災害に係る契約書等で、災害の発生から5年以内に作成されたものに適用されている。

『ガイドラインの活用実績を公表 「経営者保証」で中小企業庁』

中小企業庁は政府系金融機関と信用保証協会における経営者保証に関するガイドラインの活用実績と、それぞれ融資全体または保証全体に占める割合を公表した。

平成30年度についてみると、政府系金融機関(商工組合中央公庫、日本政策金融公庫)は(1)新規に無保証で融資した件数6万9,295件(2)新規融資件数19万2,091件(3)新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合36%、となっており、金額に関しては53%を占めた。これはガイドラインが公表された平成26年度から4年連続で増加している(平成26年度は件数の割合が19%、金額は24%)。また、ガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数も平成30年度189件で、同様に毎年増加している(平成26年度は46件)。

信用保証協会における平成30年度実績は、無保証人で信用保証を承諾した件数15万6,880件で、信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合は25%となっており、保証人の保証契約を解除した件数は6,669件、ガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数1,146件となった。代表者の交代時における対応についても、政府系金融機関、協会別の集計がある。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com